

第 5 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 22 年 11 月 26 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○発言の訂正について	3
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	4
○日程第 4 議案第 1 号 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算（第 7 号）	
議案第 2 号 平成 22 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 3 号 平成 22 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 4 号 平成 22 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 5 号 平成 22 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 6 号 平成 22 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
議案第 8 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について	4
○動議の提出	24
○日程の追加について	24
○追加第 1 決議案第 1 号 株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議	24
○日程第 5 議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	27
○日程第 6 意見書案第 1 号 TPP 交渉への参加を行わないよう求める要望意見書	27
○閉会宣告	28

平成22年第5回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成22年11月26日（金）

午前10時01分 開 会

午後 0時06分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 4 議案第 1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

議案第 2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 3号 平成22年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 平成22年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 6号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 8号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

追加日程第 1 決議案第1号 株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議

日程第 5 議案第 9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 意見書案第1号 TPP交渉への参加を行わないよう求める要望意見書

○出席議員（17名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	7 番	山 口 清 悦 君
8 番	中 田 翼 君	9 番	大 谷 久美子 君
10 番	荒 木 文 一 君	11 番	堀 重 雄 君
12 番	三 上 裕 久 君	13 番	堀 田 建 司 君
14 番	田 村 勇 君	15 番	山 腰 修 司 君
16 番	井 上 正 雄 君	17 番	水 口 典 一 君
18 番	山 木 昇 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	田	村	弘	君
教	育	小	田	真	人
会	計	飯	沼	清	孝
総	務	吉	井	裕	視
市	民	西	村		孝
保	健	橘		弘	恭
経	済	若	山	重	樹
建	設	大	平	正	一
教	育	舘		敏	弘
教	育	春	田	淳	一
病	院	東		照	明
総	務	田	中	嘉	樹

副	市	長	末	松	静	夫	君
監	査	委	宮	崎	英	彰	君
総	括	理	高	橋	賢	司	君
総	務	部	高	橋	一	昭	君
市	民	生	伊	藤	克	之	君
保	健	福	佐	々		哲	君
経	済	部	多	田	幸	秀	君
建	設	部	三	谷	文	彰	君
教	育	部	河	野	敏	昭	君
監	査	事	堀	下	博	正	君
病	院	事	鈴	木	靖	夫	君
財	政	課	山	崎		猛	君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	中	嶋	康	雄	君
書			記	寺	嶋		悟	君

次		長	田	湯	宏	昌	君
書		記	村	井		理	君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第5回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

遅刻の申し出は窪之内議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、山木議員、渡辺議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで経済部長から9月22日の本会議における株式会社滝川農業開発公社の経営状況の質疑における答弁について訂正したいとの申し出がございましたので、発言を許可いたします。経済部長。

○経済部長 おはようございます。第3回市議会定例会最終日、株式会社滝川農業開発公社の経営状況報告の中で、清水議員さんの質疑に対する答弁に誤りがありましたので、ここでおわびして訂正させていただきたいと思います。

清水議員さんから、2月17日の第1回臨時会の議事録の49ページ、50ページにわたる副市長の答弁で、その中で腐れが、相当廃棄しているということも含めながら4月時点で私は相当認識したと思っていますという議事録があるのですが、いつの何年の4月時点かということを確認したいと思いますというご質疑に対しまして、私のほうで「20年」と答弁申し上げたのですが、正確には20期でございまして、20期の4月つまり「21年」の誤りでございましたので、ここでおわびして訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。今後このようなことがないようにいたしたいと思います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。総務部長。

○総務部長 皆さん、おはようございます。報告第1号の専決処分について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりまして報告をいたします。

まず、専決事項は、車両損傷事故に伴います損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は、平成22年9月29日午前11時50分ごろ。

事故発生場所と相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償額は24万407円でございます。

事故原因につきましては、旧滝川市事業内職業訓練センター、これ商工会議所の東側の3階建ての建物でございますが、公証役場の入っているところでございますが、その非常階段屋上に設置された雪どめのげた部分が局地的な強風により落下をいたしまして、隣接いたします税務署南側駐車場に駐車中の相手側車両の上部に損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成22年10月18日でございます。

なお、賠償金につきましては、全国市民総合賠償保険にて全額補填をしたところでございます。また、現場の点検、それから確認を十分に行いまして、再発防止に向け対応したところでございます。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成22年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成22年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第6号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第8号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

○議長 長 日程第4、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第7号）、議案第2

号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第3号 平成22年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成22年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第8号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 それでは、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年の秋に予定されている図書館の市役所移転に先立ち庁舎内各課の再配置を行うための経費、農業開発公社の会社清算に伴う損失補償の経費、滝川駅バリアフリー化設備整備事業に伴う補助金及び平成22年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い後ほど説明申し上げます議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により特別職及び一般職の職員の給与等についての減額などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億5,532万5,000円を増額し、予算の総額を205億1,453万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。追加といたしまして、滝川駅バリアフリー化設備整備事業債を追加し、限度額を6,300万円、第三セクター等改革推進債を追加し、限度額を7,260万円とするものでございます。滝川駅バリアフリー化設備整備事業債は、北海道旅客鉄道株式会社が国の補助事業として実施する滝川駅バリアフリー化設備整備事業に対し、滝川市が負担する補助金の財源として発行したいとするものでございます。第三セクター等改革推進債は、後ほど説明いたします議案第8号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてで詳しくご説明申し上げますが、株式会社農業開発公社の会社清算に伴い、市が損失補償契約に基づいて実施する損失補償の財源として発行したいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額891万2,000円の増額につきましては、図書館移転に伴う庁舎改修等に要する経費の補正でございます。平成23年秋に予定されている図書館の市役所2階への移転に先立ち、庁舎内各課の再配置を行いたいとするものでございます。これに合わせ、これまで税務課で発行している証明書のうち発行に際して税務課での専門的相談等を要しない個人住民税の所得課税証明について1階市民課窓口でも発行できるようにするとともに、お客様のプライバシーの保護と窓口の混雑を解消するため業務ごとに受け付け番号を交付する自動発券機の設置を行いたいとするものでございます。市民課で発行することが

難しい証明については従前どおり税務課での発行となりますが、それについても税務課が移動する3階にレジスターを配置し、税務証明手数料を3階で納められるようにして、市民の利便性の向上を図りたいとするものでございます。

2款6項1目監査委員費、補正額2,000円の減額につきましては、監査の執行に要する経費の補正でございます。特別職及び一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年12月から監査委員報酬の減額を行いたいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額1,583万6,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。介護基盤緊急整備特別対策事業は、北海道の事業要綱に基づき、市が民間事業者の実施する施設等整備に対し助成を行っておりますが、このたび北海道が認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護施設などの地域密着型サービスの拠点施設整備事業について当該事業費交付金の上乗せ増額を決定したことに伴い、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金を増額したいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額118万2,000円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。職員の給与等の改定に基づき、本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額に伴う国民健康保険特別会計繰出金並びに介護保険特別会計繰出金の減額を行いたいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額7,264万9,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。株式会社農業開発公社は、本年10月29日の臨時株主総会において解散決議がされ、清算手続を進めているところですが、これに伴い市が締結している損失補償契約に基づき、損失補償を実行したいとするものでございます。また、損失補償の財源として地方債の追加で申し上げたとおり、第三セクター等改革推進債を発行したいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額34万円の減額につきましては、道路の新設改良事業費の補正でございます。建設事業に関連する人件費を道路新設改良費で予算措置しているところであり、職員の給与等の改定に基づき、本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものです。

8款4項1目都市計画費、補正額8,578万8,000円の増額につきましては、都市計画に要する経費168万8,000円の増額と、交通バリアフリー化促進事業に要する経費8,410万円の増額の補正でございます。都市計画に要する経費につきましては、滝川駅バリアフリー化設備整備事業を含む平成16年度に作成した滝川市交通バリアフリー基本構想をもとに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく時点修正を含めた見直しを行い、年度内に滝川市バリアフリー基本構想を策定するため所要経費を補正したいとするものでございます。交通バリアフリー化促進事業に要する経費につきましては、JR滝川駅の跨線橋のエレベーターの設置を含むバリアフリー化設備整備事業であります。これは滝川市民の長年の要望と商店街振興組合や町内会など23団体で設立されたJR滝川駅跨線橋エレベーター設置を進める会の活動が実を結ぶことになったものでございます。本事業につきましては、北海道旅客鉄道株式会社への要望行動並びに協議の結果、北海道旅客鉄道株式会社が事業主体として採択を受ける国の補助制度であります交

通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度を活用して当該事業整備を進めることでこのたび合意したところでございます。当該制度は補助率が国3分の1、事業主である北海道旅客鉄道株式会社が3分の1、市も北海道旅客鉄道株式会社に対して3分の1を補助する制度となっていることから、事業実施に伴い北海道旅客鉄道株式会社へ補助対象額の3分の1の補助金を拠出したいとするもので、関連する寄附等協議も総務省と終えたところでございます。また、拠出する補助金のうち75パーセントについては、起債事業として財源措置したいとするものでございます。なお、工事着手完了時期につきましては、市及び国の補助金交付決定後JRが実施する調査設計を踏まえて明らかになると聞き及んでおりますので、明らかになった時点で適時ご報告をさせていただきます。

次のページをお開き願います。8款4項4目公園緑地造成費、補正額5万3,000円の減額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。道路新設改良費と同様に建設事業に関連する人件費を公園緑地造成費で予算措置しているところであり、職員の給与等の改定に基づき、本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額833万4,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。職員の給与等の改定に基づき、本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額並びに滝川消防団1、2、3分団合同詰所建設事業の入札に伴う金額の確定などにより滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額1,794万9,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。特別職及び一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億5,532万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページお開き願います。11款1項1目地方交付税2,407万8,000円の減額でございますが、特別職及び一般職の給与等の改定に基づいた給与減額分の財源措置を普通交付税で行いたいとするものでございます。

16款2項3目民生費交付金1,583万6,000円の増は歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,796万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項2目土木債6,300万円の増、22款1項5目第三セクター等改革推進債7,260万円の増についても歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億5,532万5,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算の趣旨につきましては、ただいま説明がありました議案第1号 一般会計補正予算と同様に平成22年人事院勧告に伴い、国民健康保険特別会計に属する職員の給与等について減額補正したいとするものでございます。

1 ページをごらんください。第 1 項で、歳入歳出の総額からそれぞれ 3 7 万 1, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 5 3 億 9, 9 8 2 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

2 ページから 5 ページまでは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 3 7 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年 1 2 月からの給料及び本年 1 2 月の期末、勤勉手当の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で 3 7 万 1, 0 0 0 円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。8 款 1 項 1 目一般会計繰入金の減額についてでございますが、職員給与費等につきましては一般会計からの繰入金で賄っておりますので、期末、勤勉手当等減額相当分を職員給与費等繰入金で減額したいとするものでございます。

以上、歳入合計で 3 7 万 1, 0 0 0 円の減額となったところでございます。

以上申し上げ、議案第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第 3 号 平成 2 2 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、先ほどと同様平成 2 2 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、職員の給与等について減額補正したいとするものであります。

1 ページ目をお開きください。歳出予算補正につきましては、款項の区分及び金額は、第 1 表、歳出予算補正のとおりとするものであります。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、4 ページ、5 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目市営住宅管理費でございますが、右の説明欄のとおり給与等に要する経費 3 1 万 2, 0 0 0 円の減であります。

1 款 2 項 1 目公営住宅建設費において、給与等に要する経費 4 万円の減であります。

減額の計は 3 5 万 2, 0 0 0 円であります。

3 款 2 項 1 目基金積立金、公営住宅敷金基金積立金でございますが、予算額 4 0 4 万 3, 0 0 0 円に 3 5 万 2, 0 0 0 円を増額補正し、補正後 4 3 9 万 5, 0 0 0 円にしたいとするものであります。

以上申し上げて、議案第 3 号の説明とさせていただきます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 4 号 平成 2 2 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第 1 号と同様でございますが、平成 2 2 年の人事院勧告による

国家公務員の給与改定に伴う議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例によりまして、介護保険特別会計に属する職員の給与等について減額補正をしたいとするものでございます。

それでは、議案に基づきましてご説明申し上げますので、1ページをごらんいただきたいと思います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万1,000円を減額し、同勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,607万9,000円とするものでございます。

第2項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、それぞれ第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費では、給与等に要する経費で職員7名分に係る43万4,000円を減額するものでございます。

2項1目賦課徴収費では、同じく職員2名分に係る10万4,000円を減額するものでございます。

3款1項1目介護予防事業費では、同じく職員3名分に係る17万3,000円を減額するものでございます。

2項1目包括的支援事業費・任意事業費では、同じく職員2名分に係る10万円を減額するものでございます。

以上、歳出合計で81万1,000円を減額したいとするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。2款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますが、4万3,000円の減額でございます。これは、歳出の3款1項1目の介護予防事業費補正額の25パーセント相当分でございます。

2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございますが、4万円の減額であります。これは、歳出の3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費補正額の40パーセント相当分でございます。

3款2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）で2万1,000円の減額であります。これは歳出の介護予防事業費補正額の12.5パーセント相当分でございます。

2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で2万円の減額であります。これにつきましては、歳出の包括的支援事業費・任意事業費補正額の20パーセント相当分でございます。

4款1項2目地域支援事業交付金で5万1,000円の減額でございますが、これは歳出の介護予防事業費補正額の30パーセント相当分でございます。

次に、6款1項1目一般会計繰入金で57万9,000円の減額でございますが、節ごとの内訳を申しますと、まず2節の地域支援事業繰入金で2万1,000円の減額であり、歳出における介護予防事業費の12.5パーセント相当分でございます。次に、3節の地域支援事業繰入金では2万円の減額でございますが、これは歳出における包括的支援事業費・任意事業費の20パーセント

相当分であります。次に、4節の職員給与費等繰入金では53万8,000円の減額であります。これは、歳出の1款総務費の減額補正額と同額でございます。

次に、2項1目介護給付費準備基金繰入金で5万7,000円の減額でございます。これは、歳出の3款の地域支援事業費補正額の20パーセント相当分でございます。

以上、歳入合計で歳出と同額の81万1,000円を減額するものでございまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,607万9,000円としたいとするものでございます。

以上申し上げまして、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第5号 平成22年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

この補正につきましても、平成22年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給与等について減額補正したいとするものであります。

1ページ目をお開きください。第1条は総則でございます。

第2条、当初予算第3条で定めた収益的支出であります。第1款公共下水道事業費、第1項営業費用に計上しております給料、職員手当、法定福利費合わせて15万7,000円を減額するものであります。

第3条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用できない経費であります給与費2,661万6,000円を2,645万9,000円に改めるものであります。

続く2ページから8ページまでにつきましてはお目通しいただくことといたしまして、以上の補正により当期純損失が15万7,000円減となり、7ページ目の下から4行目に記載のとおり当期純損失を617万7,000円と予定するものであります。

以上申し上げて、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 議案第6号 平成22年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第7号の給与改定に伴います給与費の減額補正をしたいとするものでございます。

第2条、業務の予定量の補正でございますが、（4）主要な建設改良事業の病院改築事業について37万9,000円を減額し、補正後の額を69億69万9,000円としたいとするものです。

第3条、収益的支出の補正でございます。第1款病院事業費用につきまして2,066万2,000円を減額いたしまして、補正後の額を59億8,092万8,000円に、第1項医業費用2,021万7,000円減額いたしまして、補正後の額を57億6,546万7,000円に、第3項高等看護学院費用44万5,000円を減額いたしまして、補正後の額を9,102万6,000円としたいとするものです。

第4条は、資本的支出の補正でございます。予算の第4条中4億384万9,000円を4億347万円に、3億9,514万1,000円を3億9,476万2,000円に改め、第1款資本的支出で37万9,000円を減額いたしまして、補正後の額を72億338万9,000円に、第1項建設改良費につきまして37万9,000円を減額いたしまして、補正後の額を69億69万9,000円にしたいとするものです。

第5条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第8条中職員給与費につきまして2,104万1,000円を減額いたしまして、補正後の額を36億9万6,000円にしたいとするものです。

2ページ目につきましては補正予算の実施計画、3ページ目が資金計画、4ページ目、5ページ目が給与費明細書、6ページ目、7ページ目が予定貸借対照表でございますので、これについてはお目通しをいただきたいと思います。

8ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の明細書でございます。支出でございます。1款1項1目給与費につきまして、2,021万7,000円の減額でございます。給料、手当、法定福利費について記載のとおり減額したいとするものです。

3項1目給与費44万5,000円の減額でございます。給料、手当、法定福利費について記載のとおり減額したいとするものです。

次に、資本的収入及び支出の明細書の支出でございます。1款1項1目改築費につきまして37万9,000円の減額をしたいとするものでございます。給料、手当、法定福利費につきまして、記載のとおり減額をしたいとするものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、本年8月10日に出されました平成22年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給料月額の改定等の改正を行いたいとするものであります。本年の勧告は、依然厳しい民間の雇用、賃金情勢を受け、過去2番目の規模となりました昨年のマイナス勧告に引き続き、本年においてもマイナス勧告となったところであります。

改正の概要でございますが、大きく3点ございます。1点目が国公準拠とした給料表の引き下げ改定、2点目が同じく国公準拠とした期末、勤勉手当の支給月数の引き下げ改定、3点目が新たな内容となりますが、国公準拠とした55歳を超える職員、本市におきます部課長職が対象となりますが、給与支給額についての減額改定であります。また、これらの改定に合わせまして、特別職の給料月額等についても引き下げ改定を行いたいとするものであります。

それでは、議案第7号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。第33条、附則第8項を加えることによる文言整理であります。

第34条、期末手当の支給額の改定であります。第1項ですが、12月に支給する期末手当について、以下支給月数で申し上げますが、1.5月を1.35月に0.15月分を減じたいとする内

容であります。

第2項については、再任用職員に関する規定ですので、後ほどお目通しをお願いします。

第3項ですが、先ほど同様附則第8項を加えることによる文言整理であります。

2ページをお開きください。第35条第1項ですが、先ほど同様文言整理であります。

第36条、勤勉手当の支給額の改定であります。第1項第1号ですが、0.70月を0.65月に0.05月分を減じたいとする内容であります。第2号については、再任用職員に関する規定ですので、後ほどお目通しをお願いします。

第2項ですが、先ほど同様文言整理であります。

次に、附則の改定であります。第7項ですが、この項では平成21年度からの新滝川市活力再生プランに基づき、医療職給料表1の医師を除き12月期末手当の支給額について0.05月分を減じる内容等を規定しているところではありますが、先ほどの第34条の本則改定に伴いまして支給月数の改定を合わせて、先ほど同様附則第8項を加えることにより文言整理を行いたいとする内容であります。

次に、3ページに移りまして、第8項ですが、国公準拠とした新たな規定としまして、当分の間55歳を超える職員、本市におきます部課長職が対象となりますが、給与支給額について1.5パーセントを減額したいとする内容であります。第1号では給料月額、4ページに移りまして、第2号では期末手当、5ページに移りまして、第3号では勤勉手当、第4号では退職者の給与について規定するものであります。

6ページをお開きください。第9項ですが、第8項に関連して、別に市長が定める規定であります。

第10項ですが、同じく第8項に関連して、給与の減額について規定するものであります。

第11項ですが、同じく第8項に関連して、勤勉手当の総額について規定するものであります。

7ページをお開きください。第12項ですが、本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額に係る規定として、内容としましては当該手当の基礎額とする給料月額について新滝川市活力再生プランに基づく給料3パーセント減額を適用せず、減額前の給料月額にて計算したいとするものであります。この取り扱いに関しましては、本年の勧告に伴います対応としまして、市職員労働組合とも協議を重ねた中で、昨年同様の一時的な措置として行いたいとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係であります。第34条、期末手当の支給額の改定であります。第1項ですが、6月及び12月に支給する期末手当について、おの0.025月分を増減したいとする内容であります。

第2項については、再任用職員に関する規定ですので、後ほどお目通しをお願いします。

第36条、勤勉手当の支給額の改定であります。第1項第1号ですが、0.65月を0.675月に、0.025月分を増したいとする内容であります。第2号については、再任用職員に関する規定ですので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、附則の改定であります。第7項ですが、内容につきましては先ほど第1条関係で申し上げました内容と同様でありますので、お目通し願います。

8 ページをお開きください。第 1 1 項ですが、勤勉手当の総額についての規定であります、先ほどの勤勉手当の支給額の改定に合わせて改定するものであります。

第 1 2 項については項の整理であります。

9 ページをお開きください。次に、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第 3 条関係であります。附則の改定であります、第 2 項ですが、市長及び副市長の給料月額について、それぞれ減じる率に 0. 2 パーセントを上乗せしたいとするものであります。この上乗せする率につきましては、冒頭に申し上げましたとおり国公準拠とした給料表の引き下げ改定を行いたいとしておりますが、その給料表の平均改定率が部長職においてマイナス 0. 2 パーセントでありますことから、これに見合う率として上乗せしたいとするものであります。

第 3 項については、項の整理であり、第 4 項を第 3 項に繰り上げます。新たな第 4 項ですが、さきの第 1 条関係で本年 1 2 月に支給する期末手当及び勤勉手当の額に係る規定についてご説明申し上げたところですが、副市長においてもそれに見合う同様な措置として、期末手当において 3 パーセント分の減額を戻した給料月額にて計算したいとするものであります。

次に、滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正、第 4 条関係であります。1 0 ページをお開きください。第 2 条及び第 3 条、特別職の職員の給与に関する条例附則第 3 項の整理による文言整理であります。附則の改定であります、第 1 項において見出しを付し、第 2 項は先ほどご説明申し上げました本年 1 2 月に支給する期末手当の額に係る規定に伴い、読みかえをする規定であります。

次に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、第 5 条関係であります。附則の改定であります、内容につきましては先ほどの第 3 条関係、特別職と同様でありまして、第 2 項については給料月額を減じる率について改定を行いたいとするものであります。

1 1 ページをお開きください。第 3 項については項の整理であり、第 4 項を第 3 項に繰り上げます。新たな第 4 項ですが、本年 1 2 月に支給する期末手当の額に係る規定として、副市長と同様な取り扱いをしたいとするものであります。

次に、滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の一部改正、第 6 条関係であります。第 2 条、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例附則第 3 項の整理による文言整理であります。

1 2 ページをお開きください。附則の改定であります、内容につきましては先ほどの第 4 条関係、副市長と同様読みかえをする規定であります。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第 7 条関係であります。附則の改定であります、内容につきましては先ほどまでの市長、副市長、教育長の給料月額についてそれぞれ減じる率に 0. 2 パーセントを上乗せしたいとするのと同様、監査委員の報酬月額についても 0. 2 パーセントを上乗せしたいとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、第 8 条関係であります。附則の改定であります、この附則につきましては平成 1 8 年 7 月 1 日からの国公準拠による給与構造改革の実施により、給料表の切りかえ並びに平均で 4. 8 パーセントの給料表の引き下げ

改定を行い、それに伴う経過措置としていわゆる現給保障を行っているところではありますが、このたびの給料表の引き下げ改定に伴いまして、現給保障額の引き下げをさらに0.17パーセント上乘せするなど改定を行いたいとするものであります。

14ページをお開きください。附則であります、附則第1項でこの条例の施行期日についてですが、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から施行したいとするものであります。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行したいとするものであります。

附則第2項ですが、55歳を超える職員の給与支給額の減額に関する平成22年度の適用について読みかえをする規定であります。

附則第3項ですが、規則への委任の規定であります。

附則第4項ですが、55歳を超える職員の給与支給額の減額に関連して、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例附則において、給与の減額の規定について一部改正を行いたいとするものであります。

15ページをお開きください。附則第5項ですが、同様に職員の育児休業等に関する条例附則において、育児短時間勤務職員等の規定などについて一部改正を行いたいとするものであります。

17ページをお開きください。以下、30ページまで各給料表の新旧対照表でございます。概要でございますが、医療職給料表（1）の医師を除き、各給料表とも中高年齢層を中心とした給料表の引き下げ改定を行いたいとするものであり、平均で0.1パーセントの引き下げを行いたいとするものであります。

以降の議案参考資料につきましてはお目通しをお願いします。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてご説明申し上げます。

第三セクター等改革推進債は、第三セクター等の抜本的改革の大きな阻害要因である自治体の多額の経費負担を平準化するため、平成21年度から平成25年度までの5年度に限り地方財政法第5条の特例として発行が認められる起債であり、この期間内における集中的な改革の取り組みを促すために創設されたものであります。この第三セクター等改革推進債については、起債発行に当たり、地方財政法第33条の5の7第2項の規定により、実質公債費比率が18パーセント未満である市町村においても北海道知事の許可が必要とされております。さらに、同条第3項において知事へ許可申請をするに当たり議会の議決を得ることと規定されておりますことから、この規定に基づき今議会に提案するものであります。

起債の目的は、株式会社滝川農業開発公社の会社清算に伴い、滝川市が金融機関と締結した損失補償契約に基づき履行する当該損失補償金7,264万9,000円に充当するために発行したいとするものであり、これは地方財政法第33条の5の7第1項第4号において対象経費として認められているものであります。

起債の限度額は、7, 260万円を予定しております。

起債の方法は普通貸借の方法により、利率年4. 0パーセント以内の条件で借入れを行うこととし、この場合許可される資金区分は民間等資金とされております。

また、償還の方法については債権者と協定することとなりますが、償還期間は10年以内とすることを原則とされておりますことから、10年で平準化して償還したいとするものであります。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく7点についてお伺いしたいと思います。

まず、議案第1号の滝川農業開発公社の損失補償に係る補正に関してですが、損失補償を履行しなければならない、そういう状況で損失補償による支出は透明、公正なものでなければならないし、会社や個人に責任があるものについては負担していただかねばなりません。しかし、滝川市が金融機関ともう既に契約を交わしているという立場から、また一日も早い雇用の継承、具体的には民間事業者への施設の継承を望む立場から、この損失補償を実行しつつ、一方で真相解明に力を入れる立場で質疑を行いたいと思います。

まず1点目、金額を明確にしたいのですが、7, 260万円の補正予算の額に関連して仮に損害賠償請求ができるということであると、いろんな法令からいえば直近3年程度ということになりますが、この直近2年間に粉飾決算がありました。そこで、19年度、20年度、19期、20期、この2年間の公社の損失額や赤字額の総額は幾らだったのか確認をしたいと思います。

2点目は、大量のタマネギ過剰在庫情報が取締役会に報告されなかったことについて、代表取締役の責任があるのではないかとということでお伺いしますが、630万円相当と答弁されてきたタマネギの大量廃棄の損害調査については多くの疑問が残っています。まず、1点目は20年7月に166トン廃棄したことについては、社長、副社長が知ったのは21年11月の公益目的通報で初めて知ったといいますが、20年2月から使い残す危険性を社長、副社長は把握しており、転売の強い指示を出しておりました。2点目は、代表取締役2名が過剰在庫と廃棄を部分的にせよ知りながら取締役会に全く報告しなかった点です。3点目は、市職員でない2人の取締役が、タマネギが腐ったのだが、それは収支には影響のない範囲だという説明を取締役会か経営会議かどこかで聞いているという質疑に対して、明確な答弁がされていない点です。このように取締役や監査役などに対して代表取締役や当時の野澤取締役などにより情報が隠ぺいされたことについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

3点目は、清算人の資料提出拒否は違法ではないかという点です。630万円相当と言われるタマネギ廃棄で、善管注意義務違反がなかったと答弁がされてまいりました。この問題を解明するために経済建設常任委員会は10月に資料要求をしております。しかし、10月17日、24日、2回の常任委員会におきまして、経済部長並びに経済部参事は清算人に拒否されたとの理由で、転売実績や廃棄処分費用などの資料が出されておられません。これは会社法第523条、特別清算が開始

された場合には、清算人は債権者、清算株式会社及び株主に対し、公平かつ誠実に清算事務を行う義務を負う、こういう法令に違反しているのではないのでしょうか。

4点目は、調査チームの調査が不十分ではないかという点です。内容としては、まず1点目として、平成21年4月15日付の同公社社内メモは、末松静夫副市長が粉飾決算を指示したとされる内容と言われておりますが、市の調査チームは、これは捏造であり、指示はなかったと、こう認定をしております。2点目は、19期の粉飾決算時の社長に聞き取り調査を行っておりません。3点目に、副市長は19期の工藤社長時代に原料を売らなければ余るという認識や21年4月には相当数廃棄していたとの認識をしながら、20年9月には本会議で腐れは発生していない、製品化できる状態という経済部長の答弁、また21年9月には1,700万円相当の50トンを超える製品在庫が自社冷凍庫にあるという、この経済部長答弁など2度の虚偽答弁を信じたことなど、本問題にかかわって多くの疑問点があります。抜本的に調査の見直しを行うことについての市長のお考えを伺います。

5点目は、総務省の第三セクター適正化指針に沿って議会、市民に報告する資料が11月17日の常任委員会に提出されました。株式会社農業開発公社の解散経緯についてという5ページの資料ですが、この内容は疑問が多く、不誠実な内容ではないかと思えます。17日、24日の経済建設常任委員会で経営責任と経営悪化理由に粉飾決算とタマネギ廃棄が入っていないのは社会常識と違うと思うが、その理由について質疑をしたところ、多田経済部参事は議会の場で議論され整理されてきた、粉飾があったことはほかのところに書いてあるが、これには、これにはというのは経営悪化理由、また経営責任にはつながらないということだ、今回特別清算をするに当たり、このような総務省の趣旨に基づき整理したものだ、粉飾の部分と特別清算の部分については関係ない部分であると把握していますと答弁をしております。市長も同様の認識をされているのかお伺いしたいと思えます。また、この解散経緯の5ページの文書、大変重要な文書です。これは、総務省通知に明確にこういったものをまとめた文書を市民、議会に示すべきだと、示しなさいと言って、全国数千の第三セクターの経営改善あるいは清算に当たって通知を出しているのでありながら、きょうこの審議に当たってこれが経済建設常任委員以外の議員には配付をされておられません。私は、絶対に必要なものだと思議員配付は思うのですが、なぜ全議員に配付をしていないのかお伺いしたいと思えます。また、市民への周知にもこれが使われるべきだと当然私は思いますが、7,260万円の損失補償が血税でこれが行われるわけであります。市民周知の方法等についてお伺いしたいと思えます。最後に、議案第8号では起債で4パーセント以内、10年未満の償還だということですが、市場金利等でどの程度の金利が予定されるのか。また、特別交付税措置は明確に100パーセント措置されるという見込みがなかなかはっきりしないということも聞いておりますが、まず予定されている金利についてお伺いします。

○議長 答弁を求めますが、順番は構いません。総務部長。

○総務部長 清水議員さん、順番がちょっといろいろになりますけれども、お許してください。

最後の三セク債の金利の関係ですが、これはもし議決いただきましたら、民間資金の活用ということですので、入札といいますか、各金融機関に連絡して応札していただいて、その中で決定して

いきたいと思っております。また、交付税措置についてはこの間もまだはっきりしていないということをお話ししましたが、情報収集をきちっとこれからやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 済みません。ちょっと関連して、調査チームにおける調査をまた再調査したらどうなるのだというご質問でございますが、これは2月、3月の議会のやりとりの中でもございましたけれども、きちっとしたいろんな角度で、またいろんな人に入っていただきまして、調査をきちっとやったというふうに認識をしておりますので、再調査をする考え方は持ってございません。

以上です。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 まず、1点目の19期、20期の状況についてでございます。19期につきましては、売り上げ1億15万円でございまして、営業利益としては60万5,000円、当期純損失につきましてはマイナス117万8,000円となったところでございます。20期につきましては、売上高9,874万4,000円で、営業利益として204万円、当期の純利益として16万6,439円となったところでございますけれども、この19期、20期の部分を粉飾が行われたということをもって21期でこの19期、20期の分を合わせて整理をさせていただいたところでございます。21期の部分につきましては1億900万円で、営業利益につきましては19期、20期の部分も、粉飾の部分も含んでございますので、営業利益としてはマイナス1,221万9,000円、当期純損失でございますけれども、1,388万2,000円となったところでございます。

2点目の取締役会と630万円の大量廃棄の関係でございますけれども、経済建設常任委員会の中でもご説明をさせていただいたように粉飾決算と630万円相当と言われるタマネギの廃棄につきましては、この解散に係る経営の悪化という部分ではないと、別なものであるというふうに考えてございます。解散に至る経営の悪化、経営の責任等につきましては、取引先からの受注減、生産ラインの衛生面の強化が求められ、多額の設備投資ができないことから経営につながったものであり、これが解散に至る、22期におけるこういった要因が解散に至ったものでございます。

それと、あわせて、資料の関係でございます。清算人から拒否をされたということの資料の関係でございますけれども、これにつきましても経済建設常任委員会のほうでお話をさせていただいたところでありますけれども、この要求された資料の多くにつきましては取締役会、清算人の判断も踏まえて、これ以外は明らかにすることができないと、こういうふうにされてございますし、これまでことし2月の全員協議会、臨時議会、それ以降の議会定例会、経済建設常任委員会の中で十分議論され、可能な限り明らかにしてきている部分でもございます。この点に関しましては、清算人のほうからこの状況を明らかにすることによって公社との取引先の経営状況にもかかわるということから明らかにすることはできないというご判断をいただき、それをもとに開示ができないというふうに判断をしているところでもございます。

それと、公社メモについてでございますけれども、市の農業開発公社決算処理調査チームから関係職員数名のヒアリングを行い、その事実が確認できなかったこと、またこのメモを作成した本人

が事実ではないということを認めたこと等を判断をして、調査が必要ないというふうに判断をしているものであります。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 清水議員さんの市民周知の関係でございますが、これは指針にもきちっと市民の方にも経過は報告するようという指針を書いてございますので、市税を投入するわけですから、きちっとした形の中で、どういう形で周知をするかは今後検討をしたいと思っておりますけれども、市民周知については実行してまいりたいと思っております。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 総務省の第三セクターの指針に基づく株式会社滝川農業開発公社の解散の経緯の資料の開示の関係でございますけれども、今現在経済建設常任委員会の中でご議論をいただいている部分でもございます。今後議長さんの許可をいただく中で、各議員さんへの配付について考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、19期、20期で、22期は約300万円の黒字を計上しておりますので、粉飾が行われていた、大量のタマネギを廃棄した、この2年間の赤字総額は約1,600万円というふうに言えると思うのですが、これが経営悪化の原因になっていないというのは、市民感覚ではちょっと理解に苦しむわけです。今答弁された設備の老朽化ですとか、あるいは顧客の変化ですとか、それはあくまでもことしの8月以降、少なくともことしの6月30日の決算が8月に報告されているわけですが、議会にも9月に報告されているわけですが、8月ごろまでは全くそんな話はなかったわけで、そういう一番新しい話が経営悪化の原因だとか、経営責任だとか、逆にそういうことはなり得ないわけです、そこには。新しい話ですから、当然この22年間の主なものが挙げられてしかなるべきだろうと。そういう点で7,260万円の中に占める1,600万円というのはやはりこれは主要な赤字だということですから、これが経営悪化の原因では、経営悪化の中身ではないという、これでは市民に説明つかないと思うのです。こういったことは、経営悪化の原因ではないのか。

また、大量のタマネギが……ちょっと今度タマネギの話をするのですが、166トンのタマネギが廃棄されたわけです。しかし、同時にそこには196トンのタマネギが6月30日を越している、年度越ししているのです。そのうち30トンは使えたと。普通は、この2月にタマネギは全部入荷終わっているのです。3月、4月というのは全国的にもタマネギが、最もいわゆる新タマが出ないと。静岡県あたりで出るそうですが、そのころは本州でもひねタマということで、いわゆる新タマに対する一つの商品分野として大きな需要があるのです。そういうものがありながら、結局共計枠で購入したから売れないのだということです。共計枠で、それで買ったから売れないということは、これは本当にそういうがんじがらめで、契約上それを履行したら損害賠償しなければならないのだというならともかく、これは余りを廃棄すれば大損失になるわけですから、そういう判断が……一日一日腐っていくわけです。当然のように職員は毎日毎日観察に行って、きのうよりきょうはどれぐらい腐ったかと、真夏ですから、6月、7月、8月。こういうのは、それを放置したのは経営責任にならないのかと。この2つについては、市民感覚でわかるようにご説明いただきたいと思います。

す。もう既に経済部長及び経済部参事につきましては、何度も常任委員会でそういう答弁を求めましたが、とてもありませんが、オウム返しのような答弁が続いておりますので、市民感覚でわかる表現でご答弁をいただきたいと思います。

それと、清算人が資料を拒否すると。求めている資料とは一体何なのかというと、議会は630万円相当のタマネギが腐ったというのは、これ私たち資料持っていないのです。滝川市経済部からの報告を聞いているわけで、でも今回血税出すわけですから、本当に、しかもずっと議会に対して虚偽答弁が繰り返されてきているわけですから、そういうきちっと損害額を市民にこれについては血税で負担をしていただきたないと、しかしこれについては何とかほかの財源も考えますと、損害賠償請求も考えますというような、議会としては当然だということで経済建設常任委員会は10月と11月、2度にわたって求めているわけです、会派を超えて。これに対して清算人が言っている拒否理由は、ほかの取引先に悪影響を与える。確かに会社法第523条には、清算人は債権者及び株主に対して公平かつ誠実にですから、株主……滝川市は株主です。株主以外の取引業者に対しても誠実でなければならないですが、今回のこういう資料要求はそういった取引業者も十分に理解していただけるようなものなのだと思うのです。清算人が言っているような本当に取引業者を傷つける、あるいは損害を与えるというものであれば、私は拒否されてもやむなしということはある得ると思うのです。そういうことをきちんと判断をして清算人に求めるべきものは求めるということでやっていくのか、これはまた経済建設常任委員会ではずっと同じ答弁が繰り返されておりますので、それよりも管理監督、指揮監督の立場にある方からのご答弁をお伺いをしたいと思います。

調査不十分でないかということについては、この場では質疑は終えたいと思います。

最後に、解散経緯、これは先ほどご説明を省略をいたしました、これは第三セクター等の抜本的改革等に関する指針ということで、平成19年、本当に今の経済情勢、社会情勢、政治が市民に対して誠実でなければならない、透明でなければならないという、そういう本当に今輝いている指針だというふうに思うのですが、ここの中に地方公共団体の長は議会、住民に対し抜本的処理策の検討に当たり以下に掲げる事項について明らかにする必要があるという中で、事業採択の経緯、これまで実施した対策の内容と効果、経営の責任、経営悪化の原因、さらには善管注意義務違反等がなかったのかどうか、これを明らかにする必要がある。そのとおりにまとめられております。常任委員会へこれ出されて、2回常任委員会やっておりますので、そういう点では今回節目の審議の前に審議されるすべての議員さんに配付をされるということが当然望ましいわけで、さらに内容をよくして詰めて配付したいというのは、やっぱり物事にはタイミングあるわけですから、私はよりよくするというよりはほかの理由があるのかなと。ほかの理由があるとすれば、これを抜本的にまた変えなければいけないと、清水がいろんなことを言っているものを組み入れていかなければならないのだというようなことであれば、それは抜本的な変更があるのであればまた別ですけども、本当の理由についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁、経済部長。

○経済部長 それでは、私のほうから1番目についての答えて、何回も同じような答えをしている

ということです。真摯に答えていることをごさいますけれども、また同じ質疑が何回も来ているので同じような答えになるかもしれませんけれども、まず経営の悪化という形で、今回は会社の清算に当たっての経営という形で今まで答弁させていただいているわけです。ですから、会社の清算に当たっては清水議員さんもお承知のように、まず受注減の関係、それと会社の生産ラインにおいて安心、安全のことを考えると多額の投資がかかると、またその多額の投資をしなければなお受注減になるという形で、これ以上踏み込んだ経営はできない、今やるところが、この会社を存続をしなくなる、解散することが今一番行政としても求められるところではないかという形でお答えしているところをごさいます。ですから、清水議員さんがおっしゃっていますタマネギ云々という形、これは経営悪化という形では、それは通常の会社はリスクもしょってやっているわけですが、それで過去にも当期で1,000万円以上のやっぱり赤字が出ている期もあるわけです。その中の一つとして考えております。ですから、今回の解散に至った経営悪化というのは先ほど答えたとおりでございしますので、そこら辺はご理解願いたいと思っております。

それと、タマネギの廃棄という形で、先ほど来何もしないで廃棄されたようなお話でございすけれども、会社としてはやはり売る努力をしていたり、ほかのところに当たったりなんかしているのと、それと受注で19期のほうでございすけれども、受注があると見込んでいたのは事実でございす。これも清水議員さんにも何回もお話ししておりますけれども、ただ主要取引先からの受注がなかったと、主要取引先の在庫調整によって向こうはまだあるというような判断をされたという形で大きな受注中止があったということ、そのためにタマネギもとっておいたということも事実でございすので、そこら辺はご理解願いたいと思います。

○議長 清水議員、3番目についても質疑ですか、これは資料の関係は。

○清水議員 はい、それももちろん質疑です。済みません。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 私のほうから資料のほうの関係についてでございすけれども、解散が決定になった後2度にわたって清算人のほうに確認をしてございす。経済建設常任委員会で議論した経過等も清算人のほうに伝え、清算人の意見ということで伺ってございすけれども、先ほどお話ししたように取引先にどのような影響が出てくるかもしれないと、そういった影響が出てくるのが十分懸念されるので、開示はできないと、こういった判断をいただいて、市としても開示することができないというふうに判断をしている部分でもございす。

それと、今回の経済建設常任委員会で今ご議論いただいている総務省指針に基づく解散の経緯に係る資料に関してでございすけれども、今後議長さんの許可をいただき、配付をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。提出しない理由というのはございせん。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 最後の質疑は何としても市長にご答弁いただかなければ、私は市民の納得は得られないというふうに思います。7,260万円の損失補償を行うに当たって質疑でいろんな疑念があり、繰り返しの答弁がされ、その上の指揮監督権者の答弁を求めてもその答弁がされないということでは市民の納得は得られません。経営悪化の原因をどう説明されても、ことし9月以降に発生した理

由が経営悪化や経営責任になるとは到底市民は思わないと思います。さらに、粉飾決算で市民、議会がこの公社の存続について大きな異論を唱えたり、経営改善を求めたことが今回の急激な、急速な解散に結びついたわけですから、それを何かほかの理由を述べるというのは余りにもおかしいし、取引先の受注がキャンセルになったからタマネギを腐らせた、これは生鮮物ではないのです。加工して、冷凍して保管ができるもので、取引先が幾つかあって、少なくともこれなら1年以内にはさばくことができるというような、そういう企画物はたくさんあるわけです。今回受注できないのであれば、発注が出ないのであれば、次の発注分つくらせてくれと、それは私うちで在庫にしますと、そんなことを理由に、私はそういう答弁に対しては再々質疑を経済部長にする気は毛頭ありません。そんなようなことを答弁されて、これで公社は解散しなければならないのだと、責任も経営悪化もそういうことなのだというので本当に市民の納得が私は得られないと思いますので、責任者であります市長のご答弁を求めたいと思います。その他言えば、今後も私たちは最初に言いましたように損失補償を早急に実行すると同時に、解明に力を入れていくということです、最後に市長のご答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長 市長。

○市長 きょうご提案を申し上げます議案は、損失補償にかかわる議案です。この損失補償は、公社に対する債務を保証するものではありません。損失を与えた金融機関に対して、損失の補償を契約に基づいて行くと。しかも、その損失補償の限度額は、議会で議決をしていただいた内容であります。今清水議員がさまざまご質疑をいただいた中身は、この粉飾決算等にかかわってそれを究明しようという内容をこれまで随分議会でも委員会でもご議論いただいた、そういう経緯とは全く別のきょうは損失を補償すると、その議案をご審議をいただいているわけであります。これに関連してということかもしれませんけれども、ご質疑の内容をいろいろ聞いておりますと、損失の補償でなしに、債務の保証が念頭にあってのご質疑のようにどうも聞こえてくる。私どもは、そういう趣旨では全くありません。損失をしっかりと補償することについて契約に基づいてしっかりと執行させていただきたい、そして同時に財源対策もしっかりしたいと、こういうことでこのご提案を申し上げます。粉飾決算等にかかわる経営の問題については、これまで随分議会においてご議論をいただいたのではないのでしょうか。私は職員も真摯に答弁をさせていただいたというふうに思いますし、その答弁と同様の考え方を私は持っております。

○清水議員 終わります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 では、これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま上程されました一般会計補正予算案を可とする立場で討論いたします。

そこで、今回の補正予算の主たる課題であります人事院勧告に伴う給与改定に関しましての補正は争点がなく、そのまま可とすることといたします。しかし、地方債補正にかかわる滝川駅バリア

フリー化設備整備事業債と第三セクター等改革推進債は、市民の感覚では全く相反する性質の議案で、市長としては同時に提案することとなったと言われるのですが、市民の側からすれば滝川駅のエレベーターの設置は永年の悲願でありました。私の小学校のときの先生がひざが痛い、札幌から列車で来るとあの階段が辛い、渡辺さん、何とかしてよといつも言われておりました。他人ごとではございません。私も海外旅行から帰ったとき30キログラム近いスーツケースを1段1段よっこらしょ、よっこらしょと言いながら持ち上げて通ってききましたので、この事業への参加推進に賛同し、そのための地方債補正を歓迎するものであります。しかし、第三セクターの農業開発公社の会社清算に伴う損失補償を行うための補正予算提案は、問題が多過ぎて一括提案にはなじまないと感じるのですが、提案権は市側にあるのですから制度上は仕方ありません。そして、議案に賛成しながら討論で批判という指摘を受けるわけではありますが、今回もこのような事例であることは間違いありません。

したがって、本補正予算を可とするからには、一部内容に反対の要素が含まれているときは、議案を可決後に附帯決議を議決することによって、同一補正予算内の矛盾を市民にアピールすることができると思うのであります。しかし、今回は後ほど決議という形で、問題の解決に向けてそれぞれの立場で努力することを希望するものであります。このことによって、いずれの立場も納得でき、不毛な対立はなくしていくべきです。また、市民の立場からも、滝川駅バリアフリー化という悲願の施策は速やかに実行されるべきです。一方、市民に納得のいかない課題である農業開発公社の清算問題の地方債は可決されるでしょうから、その清算は進行しながら、市民の納得のいかない観点は調査検討と、説明責任はきちんと継続すべきだと考えます。これが決議で実現されるわけであり、これまでさまざまな滝川市の不祥事に対しての解明に、最後の詰めがどうもすっきりしないとは、市民の率直な声であります。この後の動議として発案いたしますこの決議には、各派の議員諸氏の賛同が得られますことを願って、以上補正予算に賛成する市民の声連合の討論といたします。

○議長 ほか。清水議員。

○清水議員 私は日本共産党を代表し、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算並びに議案第2号から第8号を可とする立場で討論を行います。

本議案には、滝川駅のエレベーター設置という市民悲願の補正8,410万円及び来年秋の図書館の市庁舎への移転費用を含む重要な補正予算です。

一方、農業開発公社の損失補償7,264万9,000円は、第三セクターの粉飾決算に端を発した会社解散に伴うものです。日本共産党は、本会議と経済建設常任委員会で積極的に質疑と資料提供、さらには総務省通知に基づく議会と市民への十分な情報提供を提案をいたしました。11月17日、株式会社滝川農業開発公社の解散経緯が常任委員会に報告されました。しかし、その内容は経営悪化の要因や経営責任に粉飾決算と630万円相当と言われるタマネギ廃棄は関係ないとするものであり、適正な調査が行われたとは言えません。しかし、それをもって損失補償の補正予算に反対するものではありません。同公社は、産業空洞化が進む中空知地方で貴重な雇用の場として、近い未来に民間への譲渡等が求められていたものです。日本共産党は、平成19年に議決した損失

補償 8,000 万円以内の範囲内での会社の清算と一日も早い雇用の継承を望むものです。しかし、調査は抜本的にやり直し、630 万円相当と言われるタマネギ廃棄などの損害賠償請求を検討し、市民負担を少しでも減らすべきです。

一方、JR 滝川駅のエレベーターとトイレ、階段、通路などのバリアフリー化は、私たちも市民団体とともに国交省に独自に要請を行い、乗降客数が 5,000 人未満でも中心市街地とのバリアフリー連携ができていれば該当可能性があるとの見解を得、経済部に文書で提出していたものです。多くの市民の方々と力を合わせて、これが実現されることに対し、大きく喜ぶものです。

また、市役所への図書館移転は、15 年前 60 億円をかけて建設された庁舎が職員数の激減で有効活用が求められる中で、普通であれば多額の建設費がかかり、建てかえは極めて困難な問題としてある中で、日本共産党は予算委員会でセキュリティーがクリアされるのであれば、図書館に移転するということを提案いたしました。今日移転に大きく前進をしていることを大きく評価し、賛成討論いたします。

○議 長 ほかがございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。私は、議案第 1 号 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算（第 7 号）及び関連議案第 2 号から第 8 号のすべてを可とする立場で討論を行います。

第 1 に、障がいを持つ方や高齢者を初め住民の多くの悲願であった JR 滝川駅のバリアフリー化によるエレベーター設置に向けた予算が計上されたことは、住民と行政が一体となった要請行動の成果として評価するものです。

第 2 に、図書館移転に伴う庁舎内の改修は、住民の利便性やサービス向上を重視した内容になっています。市民から親しまれる新しい図書館の開館へ向け、引き続き努力されたい。

第 3 に、関連議案を初め人事院勧告に沿った人件費削減に伴う減額補正については、組合と合意されたことを尊重いたしますが、職場環境や待遇改善など住民の奉仕者として誇りを持って働ける職場づくりに配慮されたい。

第 4 に、農業開発公社損失補償金として 7,264 万 9,000 円の予算計上は、損失補償を議決していることから、市としてその責任を果たすことはやむを得ません。しかし、公社を解散し、特別清算せざるを得ない主な原因を原料価格の問題、主要取引先 2 社への依存度が大きくリスクの分散が図られなかったことや、景気の低迷などを挙げられていますが、こうした要因を克服できなかった取締役会の責任も重大と言えます。また、19 期、20 期の粉飾決算で市民や議会への虚偽報告を行ったことは、議会や市民への裏切り行為であり、公社解散の引き金となったと考えます。改めて関係者の猛省を望みます。今後は、事業を継承していただける業者の選定や交渉など、最後まで市として責任を果たされることを強く要請し、討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第 1 号から第 8 号までの 8 件を一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第8号までの8件はいずれも可決されました。

◎動議の提出

(「議長」という声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 私は、動議といたしまして、市長に決議案を提出いたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 ただいま渡辺議員から……農業開発の関係ですね。

○渡辺議員 そうです。

○議 長 株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議の動議が提出をされました。

会議規則第15条の規定によりまして、動議の成立にはほかに1人以上の賛成者が必要となりますので、賛成者の有無を確認いたします。

(「賛成」という声あり)

○議 長 この動議は1人以上の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議 長 ここで引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題いたします。

◎追加日程第1 決議案第1号 株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議

○議 長 追加日程第1、決議案第1号 株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議の動議を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、私市民の声連合の渡辺精郎から、株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議案の提案に当たりまして、趣旨説明をいたしたいと思います。

株式会社滝川農業開発公社解散において滝川市は、総務省通知に基づき、粉飾決算とタマネギ腐敗廃棄による損失が市として損害賠償請求の必要があるか否かについて、十分な調査・検討を行わなければなりません。

一方、滝川市は、これまでの調査は十分であり、市長職権による監査請求は必要ないとしています。さらに11月17日の経済建設常任委員会に提出された「株式会社滝川農業開発公社の解散経緯」では、粉飾決算と630万円相当と言われるタマネギ廃棄は経営悪化、経営責任の両方に該当しないとする内容でした。また、10月28日の第30回経済建設常任委員会として要求した資料の多くは提出されませんでした。このようなことでは、市民の納得は得られません。

今後、市として十分な調査を行い損害賠償請求の必要性について判断を行うなど、以下の事項を確実に履行することを強く求めます。

1. 粉飾決算が行われた2年間及び公益目的通報までの4カ月間に行われた情報操作で経営が悪化した可能性があります。これまでの調査では首謀者の取締役以外は、2代の社長と取締役と当時の監査役、相談役には、不良在庫、架空在庫、原料廃棄、減価償却操作や必要な手続なしでの手形発行などについて知らされなかったため、気づけなかったとされています。

そこで、廃棄前のタマネギ転売の努力と実績がどうだったのかについて調査を行い、630万円相当と言われるタマネギ廃棄において、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等がなかったのかを明確にすること。

2. 平成21年4月15日付の同公社社内メモは、末松静夫副市長（同公社社長）が粉飾決算を指示したとされる内容と言われているが、市の内部調査グループ（チーム長・飯沼清孝理事・会計責任者）は、当時の副主幹（当時取締役）による捏造であり、社長の指示はなかったと認定しました。

しかし、このような文書の調査には市議会や第三者のチェックが必要です。末松副市長（社長）が粉飾決算に関与していたかどうかは、調査の信憑性そのものにかかわる問題であり、社内メモの再調査を行うこと。

3. その他、19期の粉飾決算時の社長に聞き取り調査をしていないことや、2回目の公益目的通報を拒否するなど、本問題にかかわって、多くの疑問点があります。損害賠償請求の必要性について、抜本的に調査の見直しを行うこと。

以上であります。よろしくご採択のほうをお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。山口議員。

○山口議員 新政会を代表し、ただいま渡辺議員から提案されました株式会社農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議についての動議に対して、それを否とする立場で反対討論いたします。

滝川農業開発公社の粉飾決算発覚以来、私ども市議会は経済建設常任委員会を初め本会議並びに本会議一般質問、全員協議会などで、それぞれの議員が全容解明に向け鋭意努力をし、問題を明らかにしてきたところであります。それにより公社社員、市関係職員の処分並びに特別職に対する減額措置も行われたところであります。株式会社滝川農業開発公社は、議会の審議内容を重く受けとめ、取締役会及び株主総会を経て、これ以上の会社存続は無理と判断し、特別清算と決定したものであります。新政会は、数年来より会社の将来性を不安視して、早期の解散を進言していたこともあり、その判断に賛同するものです。

よって、議会としては十分その機能を果たしたものと考えていますので、この動議には反対いたします。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕です。私は日本共産党を代表し、決議案第1号 株式会社滝川農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議案を可とする立場で討論を行います。

同公社の粉飾決算は、2008年から2009年にかけて行われました。これは、生活保護通院移送費不正支給事件が2007年末から2008年にかけて全国に報道された直後であり、再生を誓ったにもかかわらず、体育協会における滝川市職員による裏金問題が2009年春に発覚し、調査が行われている最中でした。そのような点からも調査の公正さは特別に要求されるものです。ところが、本市のこれまでの調査は公正、透明とかけ離れたものと言わざるを得ません。さきに行われた職員の懲戒処分や特別職の減給処分で済むものではありません。一方、多くの滝川市職員が真剣に不祥事と向き合っていることも事実であります。体育協会裏金問題の調査は3月から9月の6カ月をかけて調査したもので、自治体の自浄作用とはここまでやらなければだめだと思わせるのに十分なものでした。本件では、懲戒処分を受けた職員がかかわった事業、伝票、備品のすべてを網羅して報告されました。

そもそも本当に公社の中でだれが決裁したかということを調べようと考え、書類の決裁者を調べていく中で、もし当時の常務取締役の決裁印があったとしたら、知らなかったでは済みません。例えば当時の製品在庫は冷凍庫に今は幾らあるといったことに常務取締役が印鑑を押していれば57トンの期末在庫はあったというのに実際にはなかったわけで、ない在庫票に印鑑を押していた可能性があったということです。要望決議案にあるとおり今後市として十分な調査を行い、損害賠償請求の必要性について判断を行うことが必要です。本市としてここまで踏み込まなければ、市民から本当に信頼される行政、真の滝川市の再生が果たされないと考えるものです。

以上述べまして、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより決議案第 1 号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 長 起立少数であります。

よって、決議案第 1 号は否決されました。

◎日程第 5 議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第 5、議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は可決されました。

◎日程第 6 意見書案第 1 号 TPP 交渉への参加を行わないよう求める要望意見書

○議長 長 日程第 6、意見書案第 1 号 TPP 交渉への参加を行わないよう求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第 1 号 TPP 交渉への参加を行わないよう求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。

これにて平成22年第5回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時06分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員